

発議第6号

所管事務調査について

地方自治法第109条第2項の規定に基づき、次のとおり所管事務調査を行う。

令和元年9月27日

宗像市議会議長 花田 鷹人 様

提案者 宗像市議会議員 岡本 陽子
賛成者 宗像市議会議員 井浦 潤也
賛成者 宗像市議会議員 植木 隆信
賛成者 宗像市議会議員 福田 昭彦
賛成者 宗像市議会議員 吉田 剛
賛成者 宗像市議会議員 笠井香奈枝

記

1 調査目的 社会常任委員会の所管に属する事務の調査及び資料の収集を行い、今後の委員会活動に活用するため。

2 調査者 社会常任委員会委員 6人

3 調査先及び調査事項

調査先	調査事項
東京都 練馬区	地域包括ケアシステムについて
静岡県 富士市	ユニバーサル就労について
静岡県富士山世界遺産センター	世界遺産センターについて

4 調査期間 令和元年10月15日（火）から
令和元年10月17日（木）まで 3日間

5 調査方法 社会常任委員会による出張調査

6 予算 600千円（1人あたり100千円）